

資格制度規程

2004年12月7日制定

2011年7月1日改定

2019年9月30日改定

第1条（目的）

本規程は、細則第7条の定めにより、公認情報セキュリティ監査人資格制度（以下、「資格制度」という）の運営に係る根本規則を定めることを目的とする。

第2条（名称）

この資格制度は、公認情報セキュリティ監査人資格制度という。但し英語名称は、Certified Auditor for Information Security（略称：CAIS）とする。

第3条（資格認定委員会）

1. 資格制度を運営するために、ISO/IEC17024（適合性評価—要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項）に則り、協会内の独立した機関として資格認定委員会を設ける。
2. 資格認定委員会の運営については、別に定める資格認定委員会運営細則による。

第4条（資格認定要件）

1. 資格区分毎に以下の分類にて資格認定要件を定める。
  - i) 監査人としての能力を構成する以下の要素
    - 専門分野の知識
    - 情報セキュリティ監査の知識
    - 経験
    - 実証された能力
  - ii) 監査人としての適切な行動
2. 資格認定要件については、別に定める資格制度運営細則による。

第5条（懲戒処分）

1. 監査人に対する懲戒処分として、審査委員会での裁定を経た上で、資格認定委員会の議決にて資格剥奪、資格停止又は戒告を行うことができる。
2. 資格認定委員会での議決については、別に定める資格認定委員会運営細則による。

#### 第6条（規程の変更）

本規程の改定は理事会の議決による。

#### 第7条（その他）

本規程に定めのない事項については理事会において別途定める。

#### 附則第1条（情報セキュリティ内部監査人能力認定制度）

1. 情報セキュリティ内部監査人能力認定制度（以下、「能力認定制度」という）を設ける。但し英語名称は、**Qualification for Information SEcurity Internal Auditor**（略称：**QISEIA**）とする。
2. 能力認定制度の運営については、別に定める情報セキュリティ内部監査人能力認定制度運営細則による。

附則 本規程は、2004年12月7日より適用する。

本規程は、2011年7月1日より適用する。

本規程は、2019年9月30日より適用する。